

第1回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年7月20日(木) 午後2時00分～午後3時00分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(14名) 仮議席

1	兵頭正男	2	谷口雄記	3	浅野剛志	4	山本弥須弘
5	那須健一	6	篠崎英明	7	清家壽秋	8	山本伸男
9	渡邊康志	10	中本誉	11	山下展輝	12	兵頭知幸
13	山田耕二	14	毛利久志				

4. 欠席委員(0名) 仮議席

--	--	--	--	--	--

5. 議事日程

- 日程第1 臨時議長の選出について
- 日程第2 開会宣告
- 日程第3 仮議席の指定について
- 日程第4 議事録署名委員の指名について
- 日程第5 議案第1号 鬼北町農業委員会会長の互選について
- 日程第6 議案第2号 鬼北町農業委員会会長職務代理者の互選について
- 日程第7 議案第3号 鬼北町農業委員会の議席の決定について
- 日程第8 議案第4号 鬼北町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 日程第9 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第11 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について
- 日程第12 議案第8号 令和5年秋季農業機械利用料金の設定について

6. 農業委員会事務局職員

局長	奥藤幸利	次長	丸山貴広	主査	濱田竜馬
----	------	----	------	----	------

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第1回の鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>本日の総会は、委員の任期満了による任命後、最初の総会となりますので、農業委員会等に関する法律第27条の規定によりまして、町長が招集しております。</p>
事務局	<p>本日、初めての総会でございますので、ここで、各委員さんから、簡単に自己紹介をお願いしたいと存じます。</p> <p>初めに農業委員さん、続いて推進委員候補者の皆さんの順でお願いします。</p> <p>では、兵頭委員さんから、議席順でお願いいたします。</p>
	<p>(農業委員会、推進委員及び事務局自己紹介)</p>
事務局	<p>それでは、これから次第3「議事日程」に移ります。</p> <p>日程第1「臨時議長の選出について」を行います。</p> <p>通常、議長の職務は会長が行うこととなっておりますが、会長選出までの間、地方自治法第107条の規定を準用し、出席委員の中で年長の委員に臨時議長をお願いしたいと思います。</p> <p>本日、ご出席の委員の中で最年長は、愛治地区の清家壽秋委員です。</p> <p>清家委員に臨時議長をお願いしたいと思いますので、議長席までお越しくください。</p>
臨時議長	<p>今ほど、ご指名がありました、愛治の清家壽秋でございます。</p> <p>新しい会長が決まるまでの間、臨時議長を務めさせていただきます。</p> <p>スムーズに議事を進めたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願い致します。</p> <p>それでは、座って進めさせていただきます。</p>
臨時議長	<p>ただいまの出席委員は、14名であります。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第1回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。</p>
臨時議長	<p>日程第3、仮議席を指定いたします。</p> <p>仮議席は、ただ今、着席をいただいております議席を仮議席として指定いたします。</p> <p>発言の際は、挙手をされ、仮議席番号と氏名を言ってから発言することになっておりますので、そのようにお願い致します。</p>
臨時議長	<p>日程第4 議事録署名委員の指名をいたします。</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に、仮議席1番の兵頭正男委員、仮議席2番の谷口雄記議員を指名いたします。</p>

臨時議長	<p>日程第5 議案第1号「鬼北町農業委員会会長の互選について」を議題といたします。</p> <p>会長の互選につきましては、鬼北町農業委員会会長及び会長職務代理者の互選規定に基づき、投票と指名推薦の二通りがございます。</p> <p>どちらの方法で選出するか、お諮りいたします。</p>
渡邊委員	議長。
臨時議長	渡邊委員。
渡邊委員	<p>議席番号9番 渡邊です。</p> <p>指名推薦がいいと思います。</p>
臨時議長	<p>渡邊委員から「指名推薦」という意見がありました。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>
各委員	異議なし。
臨時議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、互選の方法は「指名推薦」によるものと決定いたしました。</p>
臨時議長	<p>それでは指名推薦による互選を行います。</p> <p>どなたか、指名をお願いいたします。</p>
山下委員	議長。
臨時議長	山下委員。
山下委員	<p>議席番号11番 山下です。</p> <p>議長に谷口委員を推薦します。</p>
臨時議長	<p>ただ今、山下委員から、谷口委員の推薦がありました。</p> <p>他の方を推薦される方はございませんか。</p>
各委員	(推薦なし)
臨時議長	<p>谷口委員のほかは推薦が無いようでございます。</p> <p>それでは、谷口委員が会長となることに「異議なし」という方は、挙手をお願いいたします。</p>
各委員	(全委員 挙手)
臨時議長	<p>全委員から挙手がありました。</p> <p>よって、新会長は谷口委員に決定いたしました。</p> <p>それでは、谷口新会長にご挨拶を頂きたいと思っております。</p>
会長	<p>ただいま新会長ということでご指名いただきました谷口です。川平会長の後で恥じないように、毎回なんですけどこうして出席をいただくと、気持ちを新たに力限りやっついていこうと思っておりますので、皆さんの力をお借りしながらますます農業委員会がいい方に進んでいくように努力していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
臨時議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>この後の進行につきましては、鬼北町農業委員会会議規則第7条の規定によ</p>

	<p>り、新会長に執り行っていただきます。</p> <p>皆さんのお蔭で、臨時議長の務めを終えることができました。ご協力、誠にありがとうございました。</p>
議 長	<p>日程第6 議案第2号「鬼北町農業委員会会長職務代理者の互選について」を議題といたします。</p> <p>会長職務代理者の互選につきましては鬼北町農業委員会会長及び会長職務代理者の互選規定に基づき、互選の方法を第3条の投票とするか、第7条の指名推薦とするかをお諮りいたします。</p> <p>ご意見をお願いいたします。</p>
渡 邊 委 員	議長。
議 長	渡邊委員。
渡 邊 委 員	<p>議席番号9番 渡邊です。</p> <p>指名がいいと思います。</p>
議 長	<p>渡邊委員から「指名推薦」という意見がありました。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>異議なしという声がありましたので、異議なしと認めます。</p> <p>よって、互選の方法は「指名推薦」によるものと決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは指名推薦による互選を行います。</p> <p>どなたか、指名をお願いいたします。</p>
山 下 委 員	議長。
議 長	山下委員。
山 下 委 員	<p>議席番号11番 山下です。</p> <p>日吉の兵頭知幸委員がいいと思います。</p>
議 長	<p>ただ今、山下委員から、兵頭委員の推薦がありました。</p> <p>他の方を推薦される方はございませんか。</p>
各 委 員	(推薦なし)
議 長	<p>兵頭委員のほかは推薦が無いようでございます。</p> <p>それでは、兵頭委員が会長職務代理者となることに「異議なし」という方は、挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	(全委員 挙手)
議 長	<p>全委員から挙手がありました。</p> <p>よって、新会長職務代理者は兵頭委員に決定いたしました。</p> <p>それでは、兵頭新会長職務代理者にご挨拶をお願いいたします。</p>
会長職務代理者	<p>失礼します。谷口会長と手を合わせましてこの農業委員会の進行が潤滑に行きますように何とかやっていきたいと思っておりますので、皆様のご協力のほどどうかお願いいたします。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、日程第7 議案第3号「鬼北町農業委員会の議席の決定について」を議題といたします。</p> <p>議席につきましては、鬼北町農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、くじで定めることとなっておりますので、このように執り行います。</p> <p>なお、同条第4項の規定により会長が必要と認めるときは会議に諮り、委員の議席を変更することができるかとありますので、会長及び会長職務代理者の議席は末尾席に変更することといたしたいと存じます。</p> <p>ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	事務局は抽選棒を仮議席1番から順次、引いてもらって下さい。
	(議席抽選)
議 長	それでは、席次が決まったようですから、事務局の方から報告させていただきます。
事 務 局	<p>それでは議席番号1番から報告申し上げます。</p> <p>議席番号1番 山本 伸男委員、議席番号2番 山本 弥須弘委員、議席番号3番 篠崎 英明委員、議席番号4番 渡邊 康志委員、議席番号5番 中本 誉委員、議席番号6番 兵頭 正男委員、議席番号7番 那須 健一委員、議席番号8番 山田 耕二委員、議席番号9番 清家 壽秋委員、議席番号10番 山下 展輝委員、議席番号11番 浅野 剛志委員、議席番号12番 毛利 久志委員、議席番号13番 兵頭 知幸委員、議席番号14番 谷口 雄記委員です。</p> <p>以上で議席が決定いたしました。</p> <p>次の会からはこちらの方から1番となりますので、ご自分の席にお座りいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>本日につきましては、引き続きこの議席順で進めさせていただきます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、日程第8 議案第4号「鬼北町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事 務 局	説明
議 長	<p>ただ今、事務局からの説明が終わりました。</p> <p>これより質疑討論を行います。</p> <p>ご意見ありませんか。</p>
各 委 員	(質問・意見なし)
議 長	<p>はい、ご意見もないようですので採決いたします。</p> <p>議案第4号「鬼北町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」は議案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>

各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第4号「鬼北町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」は、議案のとおり決定させていただきます。
事 務 局	それでは推進委員を代表して女性委員でもあります西川鈴香さんに委嘱状を受け取っていただきます。
	(委嘱状交付)
議 長	日程第9 議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 それでは順位1番について、事務局より説明願います。
事 務 局	説明に入る前に資料の訂正をお願いいたします。
	(訂正箇所の説明)
事 務 局	それでは議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第5号 順位1番 説明】
事 務 局	7月19日に譲受人、水野農業委員、塩崎推進委員、事務局2名の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第5号 順位1番 説明】
事 務 局	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて、順位2番について、清家委員より説明願います。
清 家 委 員	議席番号7番 清家です。 議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番について説明をします。

	【議案書に基づき、議案第5号 順位2番 説明】
清家委員	7月19日に譲渡人、譲受人、西川推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第5号 順位2番 説明】
清家委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	ここで、議長を会長職務代理者である兵頭 ^{ともゆき} 知幸委員に交代します
	(議長交代)
議長 (兵頭委員)	議長を交代いたしました。 それでは順位3番について、谷口 ^{ゆうき} 雄記委員より説明願います
谷口委員	議席番号2番 谷口です。 議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第5号 順位3番 説明】
谷口委員	7月19日に譲受人、譲渡人、田邊推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき順位3番の報告をします。
	【調査書に基づき、議案第5号 順位3番 説明】
谷口	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (兵頭委員)	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長 (兵頭委員)	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長 (兵頭委員)	異議なしと認めます。 よって、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長 (兵頭委員)	続いて、順位4番について、谷口委員より説明願います。
谷口委員	議席番号2番 谷口です。 議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第5号 順位4番 説明】
谷口委員	7月19日に譲渡人、譲受人、田邊推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき順位4番の報告をします。
	【調査書に基づき、議案第5号 順位4番 説明】
谷口委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長 (兵頭委員)	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長 (兵頭委員)	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長 (兵頭委員)	異議なしと認めます。 よって、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長 (兵頭委員)	議長を谷口委員に交代します。

	(議長を交代)
議長	議長を交代いたしました。
議長	日程第10 議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 ここで、議長を会長職務代理者である兵頭知幸委員に交代します。
	(議長交代)
議長 (兵頭委員)	議長を交代いたしました。 それでは順位1番について、谷口雄記委員より説明願います
谷口委員	議席番号2番 谷口です。 議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第6号 順位1番 説明】
谷口委員	7月19日に譲受人、田邊推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第6号 順位1番 説明】
谷口委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしくお願います。
議長 (兵頭委員)	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長 (兵頭委員)	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当にすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長 (兵頭委員)	異議なしと認めます。 よって、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議長 (兵頭委員)	続いて、順位2番について、谷口委員より説明願います。
谷口委員	議席番号2番 谷口です。 議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位2番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第6号 順位2番 説明】
谷口委員	7月19日に譲渡人、譲受人、田邊推進委員、事務局2名、私の計6名で現

	地調査を行いました。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第6号 順位2番 説明】
谷口委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしく申し上げます。
議長 (兵頭委員)	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長 (兵頭委員)	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可相当にすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長 (兵頭委員)	異議なしと認めます。 よって、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、 順位2番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議長 (兵頭委員)	続いて、順位3番について、谷口委員より説明願います。
谷口委員	議席番号2番 谷口です。 議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位3番 の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第6号 順位3番 説明】
谷口委員	7月19日に譲渡人、譲受人、田邊推進委員、事務局2名、私の計6名で現 地調査を行いました。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第6号 順位3番 説明】
谷口委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしく申し上げます。
議長 (兵頭委員)	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長 (兵頭委員)	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位3番 は申請のとおり許可相当にすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。

議 長 (兵頭委員)	異議なしと認めます。 よって、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、 順位3番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議 長 (兵頭委員)	議長を谷口委員に交代します。
	(議長を交代)
議 長	議長を交代いたしました。
議 長	日程第11 議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。 順位1番から9番までを一括審議します。 事務局より説明願います。
事 務 局	はい、それでは順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第7号 順位1番から9番まで 説明】
事 務 局	以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、順位1番から9番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から9番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から9番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
議 長	日程第12 議案第8号「令和5年秋季農業機械利用料金の設定について」を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局	議案第8号「令和5年秋季農業機械利用料金の設定について」を説明します。
	【議案書に基づき、議案第8号 説明】
事 務 局	以上で説明を終わります。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。

	これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
議 長	はい、芝委員
芝 委 員	<p>推進委員の芝ですが、私もちよっと資料を見させていただいたんですけど、表 2-1 かな、そのところでちよっとバインダー、コンバイン等々見ておりまして、設定が5ヘクタールくらいとありますが、この計算の中で一つ問題なのが農業機械、コンバインならコンバインの効率、例えば馬力数ですね。これは刈り幅で計算されてますけどそれでいうと作業時間がものすごく違います。一般的に農林水産関係の機械を導入する場合のこの表のタスクからいうとここでは5ヘクタールの設定しかありません。作業受託だけするなら10ヘクとか20ヘクとかの形になると思うんですね。しかもコンバインだとひと月を使うとして精製が半分だとすればですよ、15日くらいの稼働時間で1日朝8時から刈るわけにはいきませんので現実的には7時間くらいの作業時間を加味すればもっと利用料金は安くなると思うのですがその辺はどういう計算をされたんですか。例えばコンバイン10アール当たり 16,500円から 23,000円書いてあるんですが前年は 16,500円から 20,000円ですけどこの範囲っていうのは5ヘクタールの条件で計算されてるんですね。</p>
事 務 局	そうですね。この表に入れ込んで計算しておりますので5ヘクタールですね。
芝 委 員	機械の利用からすると単純に言うると宇和島まで人を運ぶのにバスで運ぶか個人のタクシーで運ぶかの料金の違いの出し方。あくまでも効率性から言うると使う時間があるんでそれから案を出してもらった方が現実性が高い。
事 務 局	<p>すいません。貴重なご意見ありがとうございます。途中で申し上げたんですがあくまでも参考ということで町内の受託が正直どの方がどのくらいか全部を把握は出来ておりません。中にはかなり大きい面積やられている方もいればちっちゃい面積から受託を受けられている方もおりましてなかなかこの機械の利用料金の設定は以前合併前に私も事務局してたのですが、なかなか設定が厳しくて。かと言ってあんまり幅を広げるとですね、じゃあその範囲のどこをとっていいのかと言われてましてなかなか結論がこう出したらいいんじゃないのかっていうのが出ていないところではあります。まあ、かと言って設定はしなくてはいけないんですが、なかなか的を射たなんぼからなんぼかってかりにこれが 15,000円から 30,000円としてしまうとそれはそれでなかなか判断が難しいところであくまでも参考ということで理解をいただいたらと思うのですが。</p>
議 長	はい、清家委員。
清 家 委 員	7番、清家ですが、これはあくまで目安ですので、作業を受託される方と依頼される方がお互いが話し合われて、参考程度に出されたらいいんじゃないかと、これは強制ではないのでその辺を考えていただけたらいいんじゃないかと。

議 長	かまいませんか。
芝 委 員	はい。
議 長	ほかにご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	貴重なご意見ありがとうございました。それでは採決いたします。 議案第8号「令和5年秋季農業機械利用料金の設定について」、原案のとおり 設定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第8号「令和5年秋季農業機械利用料金の設定について」、原案 のとおり設定することといたします。
議 長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議 長	以上で第1回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
	議事録署名委員
	1 番
	2 番